

自動車関係諸税はじめ法人税、事業所税、所得税、住民税、消費税、固定資産税、登録免許税のほか、社会保険料の減免または猶予

(II) 自動車関係諸税に係る税制措置

- ・災害時における地方公共団体等への電動車等の提供・貸出に対する支援（翌年以降の自動車税種別割の減免）
- ・クリーンエネルギー自動車の車体課税の優遇等
- ・官公庁等の公用車導入に係る、リース契約での自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の非課税措置
- ・指定自動車教習所が、リース契約による教習専用車両を導入する時の自動車税（種別割）の減免措置
- ・身体障害の方のために専ら使用することを目的とした自動車のリース契約による自動車であっても減免措置の適用とする
- ・経年車に対する課税重課措置の廃止

(III) 自動車・エネルギー等に係る税制措置

- ・石油諸税の更なる増税や石油諸税に係る税収の使途拡大等、石油に対するこれ以上の税負担に反対
- ・バイオETBE配合ガソリンに係るエタノール相当分のガソリン税免税制度の延長

- ・タクシー事業に対する事業所税の非課税措置の創設

- ・車両を大量保有する納税者における、自動車税および軽自動車税等の納付に関わる事務処理の負担軽減

(IV) 中小企業等の法人課税に係る税制措置

- ・中小企業の法人税の軽減税率の拡大
- ・税法上の中小企業定義の見直し
- ・カーボンニュートラルに向けた投資に対する税額控除などの税制措置
- ・中小企業経営強化税制の適用期限の延長
- ・中小企業防災・減災投資促進税制の延長
- ・外形標準課税の適用拡大によるバス事業への負担増反対

(V) その他

- ・中小企業防災・減災投資促進税制の対象資産に「外部給電機能付き電動車」の追加
- ・中古車に対するCEV補助金の新設
- ・トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用
- ・教育資金および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の拡充



東京都トラック協会は9月17日、18日の両日、東京・代々木公園の野外ステージ・イベント広場で、「親子で体験 安全と環境をテーマに 東京都トラック協会」を開催しました。コロナ禍により一昨年は中止、昨年はオンラインでの開催を余儀なくされてきましたが、今年は感染対策を徹底し3年ぶりのリアルイベントとなりました。

大型台風の接近が懸念されたプレオープンの17日は、まずまずの天候だったものの翌18日のグランドオープンは、激しい雨が会場に降り注ぎ雨具も役立たない状況が続きました。それでも合羽で身を包んだチビッ子たちが

元気に来場し、台風に負けず体験コーナーなどで働く車に親しみ、安全と環境を学んでいました。

オープニングセレモニーで同協会の浅井隆会長は「緑ナンバーの事業用トラックは、暮らしと産業を支えるライフラインであり、災害時の緊急輸送など社会的に大きな役割を担っています。交通安全と環境対策にも力を入れて取り組んでいます。これらの活動を都民の皆さんに見ていただきたい。感染対策を講じながらステージでのプログラム、趣向を凝らした多くの展示などを通し、トラック協会への理解と親しみを感じていただきたい」と挨拶しました。

イベント広場では、大型トラック販社4社によるトラック展示のほか、警視庁の騎馬隊や自由に乗れる本物のパトカーに子供たちの関心が集まっていました。また、トラック荷台への積み降ろし体験=写真=には、雨にもかかわらず順番を待つ長い列ができ、車が一回転するロールオーバーシミュレーターでは、車が逆さ状態で一時停止しても耐えられシートベルトの大切さを伝えていました。展示場では、東京農業大学応援団の大根踊りやトラックダンスコンテスト、交通標識bingoなど盛りだくさんの内容で多くの親子連れが楽しめるフェスティバルでした。

[東京都自動車会議所]